

令和6年度第2回さいたま市景観審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年3月19日（水） 午前10時00分から午前11時00分まで
(2) 場所：さいたま市役所本庁舎2階 特別会議室（オンライン会議）

2 出席した委員の氏名

深堀 清隆 会長	小島 康太郎 委員	佐藤 尚子 委員	神田 廣行 委員
菖蒲澤 侑 委員	高永 祥 委員	中野 敬子 委員	松本 健一 委員

3 欠席した委員の氏名

椎名 美雪 委員

4 議題及び公開又は非公開の別

さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について・・・公開

5 傍聴者数

なし

6 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午前10時00分 開会]

○事務局 皆様お揃いになりましたので、令和6年度第2回さいたま市景観審議会を開催させていただきます。本日の司会を担当いたします、都市計画課の中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の会議につきましては、事前にご案内させていただきましたとおり、オンラインでの開催とさせていただいております。会議資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、資料につきましては、画面の方にも共有いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより、さいたま市景観審議会条例第6条第2項の規定によりまして、深堀会長に議長となっていただき、議事の進行をお願ひいたします。深堀会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○深堀会長 承知しました。音声大丈夫でしょうか。

○都市計画課長 はい、聞こえています。

○深堀会長 ありがとうございます。皆様おはようございます。会長をしております深堀です。今日はよろしくお願ひいたします。今日は本当に年度末でお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。会議は慎重かつ能率的に進めたいと思いますので、ご協力、よろしくお願ひいたします。まず事務局から、委員の出席状況の報告をお願いします。

○事務局 それでは、委員の出席状況についてご報告させていただきます。椎名委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、本日9名の委員中8名のご出席でございます。従いまして、さいたま市景観審議会条例の規定による、「半数以上の委員の出席」に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。以上でございます。

○深堀会長 今の事務局のご報告のとおり、本日の会議は成立いたします。今回、本審議会に意見聴取する案件は、次第にございますとおり、「さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正(案)について」の1件でございます。つきましては、本審議会の議案について、非公開事項に該当するかどうか事務局にお伺いします。

○事務局 本日の会議で、非公開事項に該当する議案はございません。以上でございます。

○深堀会長 それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。ただ今、事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないと報告がありましたら、委員の皆様にお伺いいたします。非公開事項に該当する議案がございましたら、挙手ボタンを押していただければ、こちらからご指名しますので、マイクをオンにして、ご提案をお願いいたします。

[発言なし]

特にないようですので、それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただければと思います。また、本日の資料及び後日作成する会議録につきましては公開となりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

[発言なし]

よろしいでしょうか。そうしましたら、事務局は、傍聴者がいらっしゃるようであれば、入室させてください。

○事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいませんので、このままご審議をお願いいたします。

○深堀会長 はい、分かりました。これより、令和6年度第2回さいたま市景観審議会の議事に入ります。議案1の「さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について」の説明を事務局からお願いします。

○都市計画課長 それでは、事務局の方から今回の議案についてご説明させていただきます。改めまして、議案1、さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について、ご説明いたします。画面で資料の方を共有させておりますが、ご覧いただけていますでしょうか。

○深堀会長 大丈夫です。

○都市計画課長 大丈夫でしょうか、はい。このまま進めさせていただきます。

まず、さいたま市屋外広告物条例及び同施行規則の主旨につきまして、簡単に説明させていただきます。さいたま市屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を目的として、屋外広告物及び屋外広告業に対し、必要な規制を行うために、本市では平成15年4月1日から施行しております。また、さいたま市屋外広告物条例施行規則につきましては、条例の規則に関する必要な事項、具体的には「許可の基準」、「申請書、届出書、届け出書類の内容」などを定めるものとして、条例と同様に平成15年4月1日から施行しております。

屋外広告物条例第31条では、規則で定められる許可基準を変更しようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならないとされておりますので、本日、議題としてお諮りをさせていただくものでございます。

施行規則改正の経緯につきまして、ご説明させていただきます。地域医療支援病院、災害拠点病院につきましては、令和4年4月1日付で道路上に突き出して案内看板を掲出することができるよう改定をし、運用してきたところでございます。この度、令和6年1月末に、本市保健衛生局長より、二次救急医療機関が掲出する案内看板について道路上に突き出して設置できるよう検討の依頼があったことを受けて、屋外広告物条例施行規則と道路部局で所管しております、道路占用許可審査基準の改正に向けた検討を進めてきたところでございます。

お諮りする施行規則の改正内容について、ご説明させていただきます。屋外広告物条例施行規則の別表第2におきまして定められております「建造物から独立した広告」に関する許可基準につきまして、お示しをしております表のよう改定を行うものでございます。具体的には、現行の許可基準では、建造物から独立した広告につきましては、道路上に突き出しあるが許可基準の一つとなっておりますが、地域医療支援病院又は災害拠点病院、いわゆる三次救急病院の案内標識につきましては、基準を満たしている場合は、道路に突き出して掲出することが可能となっております。今回の改定ではこの対象となる病院に「救急病院等を定める省令第2条により告示を受けた救急病院若しくは救急診療所」、いわゆる二次救急病院までを追加するものでございます。改定に関するイメージにつきましては、図のよう道路に突き出す病院の案内看板について、これまで二次救急病院の案内看板は掲出することができませんでしたが、本改定により掲出することができるようになります。

具体的にどのような病院が対象になってくるのかについてご説明いたします。まず、救急医療体制につきましては、重篤患者に対応する「三次救急医療機関」、重症の救急患者に対応する「二次救急医療機関」、軽症の救急患者に対応する「初期救急医療機関」の3段階の体制となっております。このうち、三次救急医療機関と二次救急医療機関が救急病院等を定める省令に基づき告示をされた医療機関であり、二次救急医療機関は今回の施行規則改正で道路上に突き出して案内標識を掲出できる対象として加わるものでございます。また、現行の許可基準におきましても、道路に突き出して案内標識を掲出できる病院として「地域医療支援病院」、「災害拠点病院」がございますが、これらは、それぞれ災害基本法、医療法に基づく病院となっており、今回新たに対象となる医療機関と一部重複するものとなっております。お示ししている表は、救急医療体制と地域医療支援病院、災害拠点病院をとりまとめたものでございます。今回の改正により、新たに対象となる病院は赤枠で示しております20病院となります。

今後の予定について、ご説明させていただきます。本審議会において、意見聴取後、必要な修正を行い、3月末までに市長決裁を行い、令和7年4月1日から施行を予定しております。なお、規則改正（案）につきましては、市長決裁を行う際に、本市法務部門において確認が行われ、多少の文言修正が入る場合がございます。改正内容の趣旨の変更はないと考えておりますが、予めご了承ください。簡単ではございますが説明の方は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○深堀会長 はい、どうもありがとうございます。そうしましたら、今ご説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問のあります方は、今回、挙手ボタンを押していただいて、発言をいただければと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。今までのその規則の中でも特例的に道路に突き出すというのはあったわけですけれど、今回の内容は今まで規則で認めていた、ただし書きの部分を範囲を対象となる医療機関を拡大するという内容ですね、その点について、適切であるかどうか委員の皆様のご判断をいただければと思っております。いかがでしょうか。

私の方から質問をさせていただきますけれども、最初の方のスライドで厚生労働省から各病院に救急病院であることを分かるように表示をするように指導することっていうスライドが最初の方にあったと思うんですけど、それというのは「表示を励行するよう指導すること」というのは、これは国から各自治体に病院に対して指導をするということがあったということなんでしょうか、具体的に表示の仕方というのは色々あると思うんですけど、どういう指導を国から求められて、実際どういう指導を対象となる病院も含めてされたのか何か情報はありますか。

○地域医療課長 すみません、地域医療課長の小池と申します。私の方からお答えさせていただきます。こちらの告示をするのが、埼玉県になっていまして、都道府県の方でやることになっていまして、その辺の指導は県の方でやるということになっております。なので、具体的にどういった指導をするのか県の方でやってますので、分からぬというところが正直なところでございます。以上です。

○深堀会長 そうですか、わかりました。ただ一応病院側に対して行政の方から分かりやすくすることはバックグラウンドとして、そういう背景があったということですね。

○地域医療課長 はい、それで間違いないです。

○深堀会長 ご意見いかがですか。菖蒲澤委員さんお願ひします。

○菖蒲澤委員 おはようございます。ご説明等ありがとうございます。景観の点から質問じゃなく恐縮なんすけども、三次、二次、初期というふうに救急医療機関のあるっていう説明を見たときに、今回初期を入れるのは何か緊急・救急性とか、数の問題とか、色んな兼ね合いはあるんだろうなと思いながらも、軽傷でも救急患者さんで道路に出てる看板っていうのは自分達、例えば家族とか連れていくときとかっていうようなときに、機能するんだろうなとか想像すると、実は色んな人が用るのは初期救急医療機関のかなとか、そういうような想像をしまして、今回二次のところだからプラス二次病院までっていうふうにしている何か経緯とかがあれば聞いてみたいなと挙手しました。お願ひします。

○深堀会長 事務局、回答お願ひします。

○地域医療課長 引き続き、地域医療課長小池です。私の方からお答えさせていただきます。初期医療機関というのはですね、一般的に言うと皆さんが風邪とか怪我とかしたときに行く街のクリニックだったり、診療所、こちらが初期救急っていう言い方をこの分野では言います。ただですね、行政の方で整備する初期救急医療機関としては休日夜間の急患の診療所っていうのは、市で整備することになっていまして、さいたま市の場合は4つ整備をしております。ただ、そちらの救急っていうのは、あくまでも診療所が空いてない時間帯にですね、どうしても必要な方が来ていただくというような病院になっていまして、来てもそこで治療をするというよりはその後の方針というか空いてるときに大きな病院に行って下さいとかですね、かかりつけ医にかかるて、そこで判断してもらってくださいとか、そういう差配をするだけで、お薬の処方も対処で解熱剤とか痛み止めとか出すだけのホントに初期のときの急患を扱うということになってまして、実情としては来ていただいても、重い方はすぐに二次救急の方に転送というか回していただくというような形になります。こちらの方も先生仰るとおり初期といえども看板があったほうがいいというのはあるんですけど、今言ったような事情もありまして、空いてない時間にやっているという印象を持たれてはいけないというのもあります、こちらの方は看板っていうよりもHPとかですね、初期救急の医療機関っていうのはこういう医療機関ですよっていう説明は我々の方で周知をさせていただいて、必要な方に行っていただくというような形をとつもらいたいという思いもあります、外しているというところがございます。説明になってないかもしれないですが、以上になります。

○菖蒲澤委員 よく分かりました。ありがとうございます。説明を聞きながら、うちの娘が祝日に熱出したときに焦って連れていった、あそこだなっていうのも想像がついて、やっぱり今おしゃってたように看板として常時掲出されてることで誤解とか機能しない時間の方が実は長いっていうような事情があつて今回掲示としては範囲にならないっていうのがよく分かりました。あとはHPとかでの周知っていうのも色んなことが届きづらいのがあるんだろうけれども、そこがあるとみんな安心して使えるんだろうなっていうことが併せてよく分かりました。ありがとうございました。

○深堀会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。高永委員さんお願ひします。

○高永委員 高永です。今のお話、私もちよつと気になっていたので、大変よく分かって良かったです。景観の観点からいったときに道路上に出てくるサインっていうのが、統一されているべきなのかなと思いました。つまり、いくつか今回の緩和によって設置予定されているものが、例えば色が白地に青い文字で書かれている大きさがこれくらいのものがいくつか共通してあると、実際に普段使わなくともあそこにあれがあるんだなあと認識しながら生活されやすいというか、そういえば、あそこにあったなあみたいなど記憶に繋がると思うので、具体的なものがどうするのかなっていうのが気になりました。今まですでにされているものを踏襲していくみたいなこととか、そういうふうなことをお考えなのでしょうか。すみません、ちょっと二つくらいになっちゃったんですけども。

○都市計画課長 ご質問ありがとうございます。一般の方から見て、同じような看板にした方が、サインとしては分かりやすいっていうところがございます。道路の標識とともに全国的に統一してますので、ああいったものの方が分かりやすいのかなっていうところがございますが、ただ景観条例になりますが、表示されている中身については表現の自由とか色んなとこの観点からなかなかその部分に踏み込めないのが実態でございます。本来であればある程度緊急性もありますから統一した方がっていうところがあるんですが、そういうところまではなかなか許可の受付のときにこうしてもらいたいとかっていうところまでは踏み込めのが実態でございます。

○高永委員 ということは医療機関にお任せするというか、何か条例としてこういうふうなフォーマットがありますよみたいなことは今、特にないということでしょうか。

○都市計画課長 そうですね、ただ凄い派手な色とか原色使っているようなものとかは条例の中でも制限はさせてもらっているんですが、それ以外は今のところさいたま市の方ではある程度自由といいますか、そういう状況になっております。

○まちなみ・景観係長 あと一点補足させていただきますと、屋外広告物条例の中では先ほど課長の方からもお話させていただいたとおり、中身については中々指導ができないというところではあるんですけど、今回こういった病院の案内看板が道路上に出るっていうところで、道路管理者の方に道路占用許可申請を出さなければいけないという形になるんですね。その場合に道路部局の方でどこまで指導ができるのかっていうのはあるんですけど、通常の道路施設であれば道路設置基準というものがあって、その中で看板の地色ですか文字の色、あと文字のサイズこの辺が規定されているという状況がございますので、恐らくはこれに準拠してやられるんだろうなというふうには想定はしております。

○高永委員 分かりました。ありがとうございます。

○深堀会長 今まで対象となってこれを適用した事例っていうのはあると思うんですけど、特段あんまりバラバラな感じではないのかなと思っていたんですけど、意識して統一させているということはない訳ですね。

○都市計画課長 はい、おっしゃるとおりですね。ただ、私が市内を見る限りですと、ある程度統一感があるようには思えますが。

○深堀会長 ただ、今回特例対象でしかもこういう医療機関としての位置づけは統一化するのは重要なのかなというふうに思うんですね。なので、どういう方策ができるかはご検討いただくといいんじゃないかなというふうに思います。広告物の方のガイドライン等でこうい

う特例措置の部分で標準的なデザインというのを策定するとか、道路管理者の方でお任せするとできるのか、どうか分かりませんけれど、そこら辺は是非ご検討いただくといいんじゃないかなとご意見伺って思いました。

○都市計画課長 分かりました。私どもの屋外広告物条例の中で何ができるかっていうところも含めつつ、道路部局ともその辺連携しながら、どういった表示ができるか調整していくことを検討していきます。

○深堀会長 よろしくお願ひいたします。それでは中野委員さんお願ひします。

○中野委員 表現の自由が関係してくるということだとすると、あくまでこれは広告物という範囲で考えていらっしゃるということだと思うのですけれど、標識という方向を考えればよい気もします。私もそこまで詳しくないですけれど、標識で何か対応できるかご検討されていることがあれば教えていただけますか。

○深堀会長 ご回答お願ひします。一応広告物でデザインを自由度がある広告物という認識と標識があればフォーマットが定まった形で出すべきという認識があるということで今回こちらはどういうふうにそういう区別があるのか、どう考えるべきなのかという標識という扱いなのかということなんでしょうね、ご回答いただければと思います

○都市計画課長 はい、ご質問ありがとうございます。さいたま市の屋外広告物条例の中の7条というところにまさしく今お話のあった道路の案内板等その他公共の目的をもって広告を出す場合とかっていうルールがございまして、そこの中では。

○まちなみ・景観係長 すみません、お答えさせていただきます。まず案内板かどうかっていうところなんですけれども、屋外広告物条例の中で自家広告物ということで自己の氏名だとか名称こういったものを表示するものが自家広告物っていうふうに定義をさせていただいておりますので、民間の病院であったとしても施設の名前を表示するってところは道路施設でいう案内板とかではなくて、屋外広告物に該当するというところで整理をさせていただいているというような状況でございます。

○深堀会長 改正の文案では案内標識というふうに書いてあって今のご回答は広告物というふうに広く捉えるみたいなお話だったんでしょうか、ちょっと音声が聞き取りづらくて分かんなかつたんですけども、すみません。

○まちなみ・景観係長 今回の病院の案内標識につきましては、病院のあくまで施設名称を表示するというところの案内標識になりますので、今回屋外広告物として取り扱うという形で整理をしてございます。

○深堀会長 屋外広告物に含まれるということなのかなと思いますけれど、その中に看板は基本的には色の規制とか大きさの規制があるけれど、デザインそのものについては自由度がありますよね、標識も恐らく道路標識に関してはそちらの方のフォーマットが定まったものが決まってるっていうだけで標識という言葉があるからそれはフォーマットがなければならないっていうことではないのかなというふうに思います。中野委員さん今のようなお話になっていますけれど、何か追加でご確認ありますか。

○中野委員 今回の改正については広告という整理で病院名が入るということで分かりました。そうだとすると緊急の病院がここであるという案内は、また別枠で考えなければいけないのかなと思います。単純に救急病院というような標識であれば標識として扱って一律でで

きるのかなと思うのですが、今回の広告物条例改正とはまた別の検討になるのかなと思います。今回の改正については内容に異議はありませんが、また別途そういった案内標識等についてもご検討いただければいいかと考えております。

○深堀会長 すみません、別枠という意味がちょっと分からなかつたんですけれど、病院名を表示する案内標識はまた別だというはどういう意味でしょうか。

○中野委員 病院名を表示するのが広告物になるので、今回の改正に関係しますが、救急病院というように病院名を表示しないで、例えば避難所のように表示するのであれば一律でできるような気もしております。ただ、それは今回の広告物条例改正の外になってくるのかなと考えております。

○深堀会長 そういう機関名というか避難所みたいな括りとして出すものは、でも掲示をするとそれは広告物になるんじゃないですか。

○中野委員 それはどうなのでしょうか。

○深堀会長 機関名を外の空間で掲示をするとそれは広告物の一種になるということはないでしょうか。「避難所」とかそういうものを表示をするものがどういう位置づけなのか事務局、屋外広告物条例に照らしてみるといかがですか。

○都市計画課長 条例の中でも道路標識ですとか案内板、その他公共的を持った広告物っていうところの考え方方がございますので、そちらについては、今のところ許可の手続きの方は必要ないんですが、避難所とかの標識については、すみません、情報がないところなんですけど、國の方でも一定の全国的にも同じようなルールというものが示されておりますので、そういった中で運用している状況にはなっております。ちょっと分かりにくいで

かね。○深堀会長 もしよろしければ、条文に照らしてそういうしたもの、標識が広告物の中に含まれないというところがあるのか、後でもいいのでできればいいのかなと思いました。ただ、今のご発言の大元は例えば避難所とかそういう括りでやる場合には、デザインを統一した形でできるんじゃないのという、そういう主旨だったのかなと思ったんですけど、ただ、個別の病院が何か病院名を出すときには看板という意味合いが出てきて、色々な形ができるというものとして、考えられる。そういうふうに整理をされたかったということですか。中野委員さんいかがですか。

○中野委員 はい、そうです。表現の自由に関わるものについて市が指示をすることができないという整理で、病院名が入ってしまったり、そこに案内等が入ると表現の自由に抵触するという可能性があり、市から何も言えないのであれば、そういった病院名が入らないようなものであれば表現の自由に抵触せずに指示等ができるのではないかと考えたということです。

○深堀会長 主旨は分かりました。ただ、今回の対象とするものはまた別ですけれどといったお話を思ったと思うんですけど、今回の場合には例えば救急搬送するときにあそこの病院が行けそうだって狙ったときにその周辺で迷つてしまわないようになってくると思うので、たぶん、病院名っていうのは重要になってくるんだと思うんですね、そういう意味で言うと名前が個別で入ってくるのですが、ただ広告物条例は最初のスライドにあったとおり、景観とか美観を重視するので、やはり広告物条例の規定の中でデザインとしては

そういう対象となっている病院名の統一感を合わせるとすると機能的にも分かりやすいです、色んなデザインが街中で広がっていくというのを避けるという主旨からも個別の病院の広告物としても何らかの形で統一感を持ったデザインに誘導するということが必要だというふうに私は聞いていて思います。それは委員の皆様のご発言もそうだったと思うんですね。ということで以上のようなご意見が出てますが、事務局いかがでしょうか。どういう種類の看板なのか標識なのかとか趣旨の位置づけの確認もありましたが、やはり景観的な観点からも分かりやすさという観点からも文字の見せ方だとか色合いだとか、そういうことが今回対象となるものについては、やはりデザインの方向性を示すということは重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 貴重なご意見ありがとうございます。私の方でルールが分かってないものもありますので、避難所のサインですか、そういったものやはり災害時にも重要なものですので、そういったものを確認してですね、後程ルールの方は共有させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○深堀会長 ありがとうございます。ちなみにですけど、今回この議論している案内標識についても許可を取っていただくものになるんですかね。仮にそうだとしますと窓口としては市の担当のところに来るんですかね、その時に一応広告物についてはガイドラインがあるわけですよね、なので、一般論として出てきたものに対して実態が分かってなくて申し訳ないんですけど、出てきたものに対して色合いとかそういうのを落ち着かせるデザインガイドラインがどういうこと書いてあるか、ちょっとあれなんですね、それに基づいてこういうふうな形にしてくださいというようなことを少し窓口で今までのこういう指定の病院はこういうふうにしてるんですけどというようなことをお見せいただいて、そういうものがやられてますがということで、許可のときに対応するというのは難しいんでしょうか。許可のときには件数があってなかなかそういうふうな個別に出てきたときにこういう形ということをお示しするというのは難しいんでしょうかね。いかかですか。

○都市計画課長 ありがとうございます。今回の医療看板については許可の手続きが必要なものとなります。許可の申請を出していた中では例えば色合いで、赤だとか黄色などの原色とか黒っぽいものを使用しないだとか蛍光とか発光塗料を使わないとかといったものの話とか、あとは信号機又は道路標識等に類する、といったものを妨げないとか色んな視点ですね、審査をさせてもらっております。

○深堀会長 そういった観点で審査はある、許可は手続きをしていただく対象になっていて、許可の書類の内容について対象になるということで、なかなか踏み込んでこういう色合いで、シンプルにこういうふうにしてくださいとか言いづらいのかもしれませんけれども、それによらず何かしら、たぶん問題のある一般の商業系の看板等で色々と色だとかそういう面で仮に問題があるようなものがあつたらぶんルール上困りますということで審査して止めるのだと思うので、といったことを活用するのか、少しデザインガイドラインの中にもデザインについても統一感があれば、参考にしていただくってことが可能なかなって思いますので、また併せてご検討いただくといいのかなと思います。といったことでよろしいでしょうか。

○都市計画課長 私の方で許可申請後の審査の内容についてお話をしましたが、実際には道路に標識を表示するとなると道路占用許可をとっていかなければならないということで、その中でも先ほど少しご案内した審査のところもありますので、そういうしたものと併せながら、景観の視点も含めて、できるところを対応していきたいと思います。

○深堀会長 ありがとうございます。他に委員の皆様方からご質問やご意見ございますか。ちょっと蛇足かもしれませんけども、私から広告物の本来の考え方というのは景観の話は今まででした。佐藤委員さん挙手されてます。お願ひします。

○佐藤委員 今回の看板は道路に出るということで、その道路で車であるとか、歩行者とは違う視点であると思いますので、普通の広告物とさらに道路で使用されるのに視認性を一番重要視してですね、救急対応に使用される病院だと思いますので、背景になる色と図なる色との明度さとかはつきりさせる、そういうある程度のガイドラインというのを一般の広告とは違う車道で使われるものの注意点というのを明確に書かれる方がある程度の統一性を計れるというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○深堀会長 なるほど、ありがとうございます。確かに景観的な問題というよりも視認性分かりやすさということで少しガイドライン的なことを考えるもの大事だというご発言だと思いますが、事務局ご回答ございますか。

○都市計画課長 はい、そうですね。やはり、こういった視認性がとても大事だというところがございます。あとは統一するということも必要ですので、今どういったものができるかっていうところがありますので、今後他都市の事例とかも参考にしながら、ガイドライン的なものを少し考えることはしていきたいなと思います。

○深堀会長 ありがとうございます。そもそも、公共性があるのでこういった特例で認められるものです。他の交通系の移動標識等はこういった面で非常によく検討された上で出来上がっているものだと思います。こういったもので病院名等も伝えるものと文字の見やすさだとか色の対比だとか、そういうものを考慮するということは、とても重要なことだと思いますので、是非統一させるということと、やはり分かりやすく見やすいということを検討する課題だと思います。どうもありがとうございます。

○都市計画課長 すみません、ガイドラインのところも国とか色んなところに聞きながら、どういったことができるのかなと、すみません、はじめに私の方で申し上げた表示については表現の自由とか色んな観点もございますので、そういうことも含めてですね、頂いた意見はとても重要な視点だと思いますので、そういう中で、私たちが運用している屋外広告物の条例なり法律の中で、どこまで踏み込めるのかということも含めてですね、考えていきたいと思います。

○深堀会長 どうもありがとうございます。関連するご発言他にございますか。ちょっと私が先ほど言いかけてたことについては、今回の特例的な但し書きの部分の気になるところは、景観の問題だけではなくて広告物法というのは公衆の危害の防止というのを最初にスライドで見せていただいていて、やっぱり安全でなければならないということがあると思うんですね。今回の但し書きのポイントになるのは、張り出すというのは、もともと突き出し広告物とか独立広告物は一定の但し書きができる、1mくらい出せるとかあったと思うんですけど、今回のこの病院のやつは、道路に支柱が立っていいということです

よね。これが大きいところだと思うんで、そうすると歩道上に支柱が立つということについては、大きい病院以外に拡大するということで、あまり道路条件良くないところでもこういうのが立てられるようになってくるとすると、歩行者にとって障害者にとって安全に通行できる空間を確保しながらということをちゃんと考えていかないといけないということだと思うんですね。で、災害の時にやっぱり倒れて通行を阻害するというと本末転倒になっちゃうので、病院に案内があったのが倒れて狭い道とかに横倒しになつていて、通行がしばらくできないなんてことになると非常に問題だと思うんですね。なので、道路管理者の方の道路占用の方でそこは多分しっかりと見ていただくということになるのかなと思うんですけど、今回のこちらの方の審議会では、さいたま市の条例施行規則の方を改正するということになっていて、一方で道路占用許可審査基準っていうのを改正するっていうふうに、改正に向けた検討ってスライドに書いてあるんですよね、そこは実際どういうふうに占用許可審査基準ってあるのかなってネットで見てみたら見当たらなくて、どこがどういうふうに変わるのが、そういうた道路に占用するときに、支柱の占用をするときにどういうふうに安全、通行の問題が妥当であるというふうに審査されるのかというのが、ご説明いただければなと思ったところです。

○都市計画課長 ありがとうございます。まず平時の時には今回の施行規則の中にあります、例えば歩道上の場合は路面から2.5m程度離す、道路上については4.5m建築限界等の話がございますので、そういったところの話がございます。あと、実際に広告板の地震とかに伴って構造的に問題がないかっていうところについてはですね、実際には屋外広告物の私どもの許可の申請に時には、構造の確認は行ってございませんが、道路占用許可申請時に構造計算書の添付が必要となつてますのでそのなかで構造の確認はしているところでございます。実際に、今後先ほどのありました、道路占用許可審査基準の改定の部分については、これから中身のほうはお互い協議していくところがあるんですが、実際に今、許可基準というのがあってその中で今回二次救急というものの記載をするというところの改正となつてあるところでございます。

○深堀会長 そうですか。そうすると、今回のこちらの審議会の広告物条例の施行規則の改正とほぼ同じようなことが道路占用許可審査基準のほうでも多分行われるということなんですね。

○都市計画課長 はい、おっしゃるとおりです。

○深堀会長 はい、分かりました。そのことを確認したかったのと、あとは歩道上にそういう支柱が立つということについては、バリアフリーですかそういった安全性の面のチェックというのがしっかりなされるということがやっぱり大前提なのかなと思いますので、そこのご確認をいただくといいかなど、この資料については思ったところです。

○都市計画課長 はい、そうですね、いろんな道路の幅とかいろんな歩道等もございますので、その部分については、私どもの方の許可のところではなかなか言えるところもあるんですが、そこはしっかり道路管理者の方の確認もされていくところだと思いますので、今日頂いた意見の方は道路部局の方にもお伝えをしながら連携してまいりたいと考えております。

○深堀会長 ご回答ありがとうございます。司会が何度も話してはいけないんですけども、もう一つだけお話をさせていただきたいのは、この病院名というのは統一して掲出するというの

は望ましいという委員さんの意見があつた一方で、今みたいに支柱建てて大きいものが道路空間にできるということは、最終手段というふうに思っていただきたいというふうに思つてまして、今例えば電柱とかも歯医者さんとか巻き付け広告物とかそういうのを掲示されていると思うんですね。なので、道路わきに病院がもう見えてるとかそういうところでどこでも病院名をたくさん出せるということよりもやっぱり景観の配慮ということで言うと、どうしても救急搬送の時にこの掲示が必要なんだというときに公共空間である道路を使わざるを得ないというときにやはり掲出ができるというふうに位置づけをなかなかできるっていう制度にしてしまうといつでもできるってなっちゃうんですけど、そこは事業者さんですとか、あるいは指導すると最初に言つてましたけど、分かりやすくしなさいという指導側にもですね、広告物法の理念というのは、なるべく景観を保全するということも重視しているのでそこら辺の位置づけをどこか何か、掲出する側と対話する機会があるときには示せるといいんじゃないかなというお願いみたいのことなんんですけど、すみません、いろいろと話してしまいます。いかがでしょうか。

○都市計画課長 はい、そうですね、どういったことができるというか今後検討はさせてもらうんですが、答えになっていかないところがあるかもしれないんですけど、実はさいたま市、この屋外広告物条例で道路に突き出して救急の看板を出すことについてはかなり厳しくやっているところがございます。実はさいたま市が属している埼玉県は道路に突き出してもう既に掲出が可能である状況になってます。他の政令市見るとですね、ほとんどのところがそこに対しては道路に出していくよというような形で、規制をしているのはさいたま市と京都市だけです。そういう状況もありますので、やはり先ほど色々と頂いた景観の視点ですか、こともありますので、さまざまなどころがありますので、そういったなかでどういった運営ができるかは、すみません、曖昧な回答になりますが、いろいろと考えていきたいなと思います。

○深堀会長 どうもありがとうございます。他の自治体の状況についてもやはりこういう救急搬送の時に行政界跨いで移動したりすると状況違つてたりするとあまりよくないのかなと思いますので、そこはこの病院施設ということについてはどこでも同じような扱いになるというのは一つの観点としてはあるのかなというふうに今のご説明で思いました。私の発言が多くなってしまいましたが、委員の皆さん他に何かご意見ございますでしょうか。佐藤委員さんお願いします。

○佐藤委員 はい、ちょっと質問なんですけれども、この支柱は病院一件に対して一本とか数は決まってたりとかするんでしょうか。

○深堀会長 はい、いかがですか。

○都市計画課長 お答えいたします。その数については、決まっておりません。

○佐藤委員 はい、ありがとうございます。例えば、複数建てるのであれば、何メートル間隔とかいうふうな基準が設けられているのかことと、あまりにも本数が多すぎても景観上どうなのかというのがありますので、そこら辺も何かちょっと基準といいますか明確にされる方がよろしいかなというふうに思いました。

○深堀会長 はい、ご意見ありがとうございます。事務局いかがですか。

○都市計画課長 ありがとうございます。ご意見を踏まえてなかなか私どもの持っている屋外広告物

条例の中では本数なかなか制限できないところもございますので、ごめんなさい、しっかりした答えはできないですけどそういった視点も含めて今後は考えていかなきやいけないのかなというふうに思っております。

○深堀会長 ありがとうございます。そもそも令和4年のときにこの話があったときの記憶では、道路側の方、国の考え方もあって、道路側の方の占用についてこの病院に対することを許容するっていう話、すいません、間違いあれば事務局からご指摘いただきたいんですけれども、そういうふうな道路側の方がそういうようなことをしたので、広告物条例の方も合わせて整合させて改定するっていう話だったと記憶してるんですね。とすれば、今回の広告物条例の規則の方で、こういうルールを病院を少し拡大して認めていきますとしたときに、そもそも道路の方での占用はそういうことができますよって言ってきたということを考えれば、道路管理者のほうで占用許可を出すときに今の支柱がどういうふうに道路上、歩道上に立つとかっていうところについては、少し安全面ですとかその他のものとの錯綜ですとか、そういうことも踏まえて占用許可を出すときにきちんとそういう面での対応をしていただくというのも重要なことかなというふうに思いました。ということでこれは、広告物の規制の方と道路の方の占用の規則も関係するので、そこは調整していただいて道路の方からもこういった支柱付きの案内表示を出すことについて、適切に認めていくようにということをぜひお伝えしていただくといいのかなというふうに思います。

○都市計画課長 はい、ありがとうございます。

○まちなみ・景観係長 先ほどの佐藤委員さんからのご質問のなかで、何基までっていうふうな形で基準を作られた方がいいというところについてなんですかけれども、私の方で道路占用の方の審査基準の方を確認させていただきまして、道路占用のなかで設置箇所数については、原則として当該施設の入口付近上下線各1基とし合計2基まで設置することができるものとするというふうな記載がございますので、道路占用の方でそちらの方についてはもう乱立しないように制限できるのかなというふうに考えております。あと冒頭来、ご意見ご質問ありました案内看板の色合いだとかそういったデザインの関係につきましても、道路占用許可の審査基準の中に構造及び色等は道路管理者が設置する案内標識に準じることというところが占用許可の条件になってきており、概ね統一されたものが許可対象になってくるというような状況になってございますので補足させていただきます。以上でございます。

○深堀会長 どうもありがとうございました。それではつきりしたと思います。委員の皆さまそういう情報でよろしいでしょうか。ではそうしましたら、他に何かご質問ご意見ございますか。よろしいでしょうか。そうしましたら、そろそろ締めたいと思いますけれども、色々とご意見いただきましたけれども、最後に確認したいのは、審議会としてこの施行規則の改正案について、お認めしていただけるかということでございます。色々とご意見いただきましたけれども、この医療機関についての拡大、範囲を拡大することについて、それがここまで拡大するのはまずいというご意見は特になかったかというふうに思います。ということといつかご意見があって、特に注目すべきは表示を統一するか統一するなり分かりやすくするということの配慮がいるということと、いろいろと安全面

も考慮した道路上の配置における配慮ということがあったのだと思います。でも最後のほうで今ご回答ありましたとおり、案内標識として道路占用の表示として一定程度の統一を持たせるように指導いただけたということと、今の道路占用の方でもいろいろと支柱の配置本数とかそういったとこについても規定、規則がありますよというご回答だったと思いますので、一応そこは、それ以上さらに意見として結論につける必要はないのかなと私としては判断しますが、委員の皆さまはいかがでしょうか。一応この施行規則改正案を認めるということと意見は特になしというふうにまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[発言なし]

はい、何もないようですのでそうしましたら、これで議案審議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。事務局からまたお願ひいたします。

○事務局 はい、ありがとうございました。事務所より事務連絡をいたします。本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様にメールで送付させていただきますので、ご確認をいたいた後に、ホームページにて公開する予定です。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。次回の審議会開催につきましては、日程は未定でございますので、日程が分かり次第、事務局からご連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、最後に都市計画部長の古市より一言挨拶を申し上げます。

○都市計画部長 本日は委員の皆さま方にはお忙しい中、審議会の方ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。今年度最後ということで、また本日の議題につきましても慎重にご審議をしていただきまして、様々なお立場からご意見を頂戴いたしました。また、我々もですね本日十分にお答えできないところもございますので、その辺は道路管理者等々の協議をしまして皆さま方に応えられるように準備してまいりますので、今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

○事務局 それでは、これを持ちまして、令和6年度第2回さいたま市景観審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

[午前11時00分 閉会]